

資料2 ページ番号		最終案		中間案		修正箇所・修正理由		
表紙			(条例の名称)	(仮称) 山口市協働のまちづくり条例素案	(条例の名称)	(仮称) 山口市まちづくり基本条例素案	【まちづくり基本条例→協働のまちづくり条例】 会長の気付きより 現在の名称『(仮称)まちづくり基本条例』が、この条例の内容と照らし合わせて相応しいか。『まちづくり』という言葉が広すぎてわかりにくいという意見がフォーラムでもあった。この条例の根幹となっているのはやはり『協働』だと思うので、それを踏まえて、例えば『協働のまちづくり条例』とか、この条例の内容に相応しい名称もあわせて検討していただきたい。 ⇒第15回市民会議でのグループワークの結果、3班とも会長案にほぼ賛成でした。(名田島班のみ、「市民協働のまちづくり条例」としていました。)	
	(副題)		～自立と共生の地域社会を目指して～				副題をつけました。	
1	前文	第1段落	山口市は、波穏やかな瀬戸内海と中国山地の古層の山々を共に擁し、豊かな森、川、海に囲まれ、田園の豊潤さが育んだ堅実な精神性をよりどころとする風土を築いてきました。また、先人たちの築いた大いなる歴史・文化の伝統にも恵まれ、これまで山口県における政治・文化、教育の中心的役割を担い、多くの優れた人材を輩出してきました。今後、県央部にあって農林水産業、商工業、観光業を振興し、学術文化と交流の拠点としてますますの発展が期待されています。		第1段落	山口市は、波穏やかな瀬戸内海と中国山地の古層の山々を共に擁し、豊かな森、川、海に囲まれ、田園の豊潤さが育んだ堅実な精神性をよりどころとする風土を築いてきました。また、先人たちの築いた大いなる歴史・文化の伝統にも恵まれ、これまで山口県における政治・文化・教育の中心的役割を担い、多くの優れた人材を輩出してきました。今後、県央部にあって農林業、商工業、観光業を振興し、学術文化と交流の拠点としてますますの発展が期待されています。		【「・」又は「、」の使い方】 法制執務により整理しました。 【農林業→農林水産業】 水産業だけ記述されていなかったため、追加しました。
		第2段落	このように、将来性豊かな私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって培われたものであり、これをさらに発展させて次代に伝えていくことが、私たちの重要な使命です。住んで良かったと思えるまち、訪れてみたいと思えるまち、人との絆を大切に共生の心を育むまち、生涯にわたって平等に学びあえるまち、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるまちをつくっていくには、生活者としての市民が持つ、豊かな創造性と社会経験が十分に生かされることが必要です。私たちは、市民としての役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していかなければなりません。		第2段落	このように、将来性豊かな私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって培われたものであり、これをさらに発展させて次世代に伝えていくことが、私たちの重要な使命です。住んで良かったと思えるまち、訪れてみたいと思えるまち、人との絆を大切に共生の心を育むまち、生涯にわたって平等に学びあえるまち、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるまちをつくっていくには、生活者としての市民が持つ、豊かな創造性と社会経験が十分に生かされることが必要です。私たちは、市民としての役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加、参画していかなければなりません。		【次世代→次代】 「次世代」は「次の世代」という意味が強いのに対し、「次代」には「次の世代」の他に「次の時代」という意味を含んでいます。この条例は、100年先、200年先につながることを考えたものであることから、修正しました。 【参加、参画→参加】 参加・参画の区別についてフォーラムやパブコメで質問があり、文書担当の提案(「参画」が「参加」に含まれるものと考え、第17条において、「第4条に規定する権利に基づく市民が市政に参画する権利」と規定をすることで整理。)も参考に、第15回市民会議で検討しました。 ⇒3班とも、「参加」の中に「参画」は含まれるとした上で、第15条までは「参加」とするというで整理しました。

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
1	前文	第3段落	そのためには、 <u>市民と市、また市民同士が</u> 、相互にその特長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていく必要があります。地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、市との適切な役割分担のもと、連携してまちづくりに取り組む必要があります。	前文	第3段落	そのためには、 <u>市民と市とが</u> 、相互にその特長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていく必要があります。地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、市との適切な役割分担のもと、連携してまちづくりに取り組む必要があります。	【 市民と市とが→市民と市、また市民同士が 】 協働の主体は、あくまで「市民」及び「市」であり、協働の関係は「市民と市」あるいは「市民と市民」となります。そのため、協働の主体として「市民と市」だけでなく、「市民同士」も追加しました。
		第4段落	このような認識の下に、100年先、200年先へとつながるまちづくりの礎となるよう、 <u>市民と市、また市民同士が</u> 、協働してまちづくりを進めるために必要なルールを示すものとして、この条例を制定します。		第4段落	このような認識の下に、100年先、200年先へとつながるまちづくりの礎となるよう、 <u>市民と市とが</u> 、協働してまちづくりを進めるために必要なルールを示すものとして、この条例を制定します。	上に同じ
2	第1章 総則			第1章 総則			
	目的	1条	この条例は、市民の参加 <u>及び</u> 協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民 <u>及び</u> 市の役割を明らかにし、 <u>それぞれが共に考え、協力し、及び行動し、もって</u> 個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。	目的	1条	この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにし、 <u>共に考え協力し、行動することにより、</u> 個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。	【 と→及び 】 「AとB」を「A及びB」に修正しました。 その他の修正箇所は、文言を整理した部分です。
3	定義	2条	【変更なし】	定義	2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
			(1) 【変更なし】			(1) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。	
			(2) 【変更なし】			(2) 市民 市内に居住する者並びに市内に通勤又は通学する者及び市内で公共的な活動を行う者又は団体をいう。	
			(3) 市 市長その他 <u>の</u> 市の執行機関をいう。			(3) 市 市長その他市の執行機関をいう。	【 その他→その他の 】 「その他の」は、「その他の」の前にある名詞が、「その他の」の後にある、より意味内容の広い名詞の例示としてその中に包含される場合に用います。 「その他」は、「その他」の前にある名詞と「その他」の後にある名詞とが並列の関係にある場合に用います。 この場合、「市長」は「執行機関」に含まれるものであるため、「その他の」に修正しました。
		(4)	【変更なし】		(4)	事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。	

資料2 ページ番号		最終案		中間案		修正箇所・修正理由
3	定義	2条	(5) 協働 市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。	2条	(5) 協働 様々な主体が相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。	【様々な主体→市民と市又は市民同士】 第14回市民会議 総務課文書担当資料抜粋 協働の主体は、あくまで「市民」と「市」であり、協働の関係は「市民と市」あるいは「市民と市民」となる。第6条、第3条、第7条にある協働の主体の整合性をとる必要がある。第2条の協働の定義について、「市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解して…」と、協働の主体及び協働の関係を盛り込んだものにすれば、この条例全般において「協働には市民相互の関係も含まれる」という前提が生きてくる。 ⇒第15回市民会議で名田島班は、『第6条のみ「市民と市又は市民と市民」に修正し、第3条第2項及び第7条は修正しない』としたが、徳地・湯田班は、文書担当案に賛成でした。 【「対等な対場」を削除】 「対等」という言葉を残すかどうかを第15回市民会議で徳地フォーラム班が協議した結果、残すという結果になりました。しかし、協働には様々な分野や様々な主体との取り組みがあります。対等な関係性を持って行うものもありますが、全てに「対等な関係」をもつものとする、協働の範囲が狭くなってしまいます。この条例全体の趣旨からすれば、範囲をせばめない方が良く考えたため削りました。 (第14回市民会議資料4－3参照) ※その他の修正箇所(【「相互に」の追加】、【理解し尊重して→理解及び尊重し】、【向かって→向かい】)は、法制執務及び文言の整理により修正しました。
			(6) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会をつくることを目的として構成された 集団 をいう。		(6) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を 構築する ことを目的として構成された 集まり をいう。	【構築する→つくる】 「構築する」は少し難しい言葉であるため、「まちづくり」の定義にあわせて、わかりやすい表現にしました。 【集まり→集団】 パブリック・コメント 地域コミュニティは、定義において「集まり」とされていますが、「人の集まり」と「組織」とは異なるレベルのものであると思います。ここで示されているのは、一定のエリア内での活動を目的とした組織と推測できることから、「地縁活動団体」若しくは「地域活動団体」という表記が望ましいと考えます。また、市民活動(団体)は「公益を目的とした活動(組織)」と定義されていることから、「地域コミュニティ」においては、「地域内の住民による公益を目的とした組織」と定義し、組織の違いを比較できるように記載しておくことが望ましいと考えます。 ⇒【パブリック・コメント回答案 No.7】 地域コミュニティの中には、組織化された集団やグループなど様々な形態がありますので、これら全てを含んだ形で「集まり」としており、また総合計画においても同様の定義としていますので、こうした表現にしました。ご意見の趣旨を踏まえまして、「集まり」を「集団」と修正しました。

資料2 ページ番号		最終案		中間案		修正箇所・修正理由	
3	定義	2条	(7) 市民活動 営利を目的としない市民の 自発的かつ自主的 な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。	定義	(7) 2条 市民活動 営利を目的としない市民の 自主的、主体的な 社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。	【自主的、主体的→自発的かつ自主的】 第14回市民会議 総務課文書担当資料抜粋 同じような文で、それぞれ違う語句が使用されていますが、それぞれの語句を選択することに理由があればよいと思います。また、その理由の違いを、それぞれの条文の趣旨・説明の中で表現できるとよいと思います。 ⇒プロセス検討会議案 市民活動は、自らが課題を発見し、自らが取り組むということで「自発的かつ自主的」ということで整理しています。	
5	基本理念	3条	市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。	基本理念	3条	【「自らの意思によって」を削除】 「自らの意思によって」と「主体的に」は同様の意であるため、「自らの意思によって」を削りました。 【参加、参画→参加】 前文の第2段落の修正内容と同様の理由で修正しました。	
		2	市民 及び 市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任 及び 役割を理解し、協働してまちづくりを推進するものとする。		2	市民 と 市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任 と 役割を理解し、 対等な立場で交流・連携し 、協働してまちづくりを推進するものとする。	【「対等な立場」を削除】 第2条第5号の「協働」の定義と同様の修正理由に削りました。（第14回市民会議資料4－3参照）
		3	市民 及び 市は、まちづくりに関する互いの情報を共有するものとする。		3	市民 と 市は、まちづくりに関する互いの情報を共有するものとする。	【と→及び】 法制執務により修正しました。
	第2章 市民の権利 及び 役割			第2章 市民の権利 と 役割			【と→及び】 法制執務により修正しました。
	市民の権利	4条	市民は、まちづくりに参加する権利を有する。	市民の権利	4条	市民は、 安心、安全な生活環境を目指して 、まちづくりに参加、 参画 する権利を有する。	【「安心、安全な・・・」を削除】 「豊かな地域社会」をつくるための市民の権利であるものが、「生活環境」という小さな分野や範囲になっていること、また、「安心、安全」という意味合いは第2条第1号「まちづくり」の定義にある「住み良い」という言葉に含まれていると考えるため、削りました。 【参加、参画→参加】 前文の第2段落の修正内容と同様の理由で修正しました。
2		【変更なし】	2		市民は、市政に対して意見を提言する権利を有する。		

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
5	市民の権利	4条 3	市民は、 <u>市の保有するまちづくりに関する</u> 情報の提供を受ける権利を有するとともに、 <u>その</u> 情報を知る権利を有する。	市民の権利	4条 3	市民は、 <u>まちづくりに参画するために必要な</u> 情報の提供を受ける権利を有するとともに、 <u>市の保有するまちづくりに関する</u> 情報を知る権利を有する。	【「①まちづくりに参画するために必要な情報」と「②市の保有するまちづくりに関する情報」について】 ①の「情報」は、文脈から「市の保有する情報」と考えられますが、そうすると、①は「市の保有するまちづくりに参加するために必要な情報」となり、②との差異がなくなります。そのため、わかりやすいよう修正しました。
6	市民の役割	5条	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、 <u>及び</u> 自らができることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。	市民の役割	5条	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。	【A、B、C→A、B、及びC】 法制執務により修正しました。（A、B、Cが全て動詞の場合）
7	第3章 協働			第3章 協働			
	第1節 協働によるまちづくり			第1節 協働によるまちづくり			
	協働の推進	6条	市民 <u>及び</u> 市は、 <u>相互</u> にそれぞれの特性を理解し <u>合い</u> 、尊重し <u>合い</u> 、 <u>及び</u> 補完し <u>合い</u> ながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。	協働の推進	6条	市民 <u>と</u> 市は、それぞれの特性を理解し、 <u>相互</u> に尊重し、補完し <u>合い</u> ながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。	【 <u>と→及び</u> 】 法制執務により修正しました。 【 <u>「相互」にの係り方</u> 】 「相互」には、「理解」、「尊重」、「補完」にかかるため、修正しました。
8	協働の環境づくり	7条	市民 <u>及び</u> 市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動拠点の整備 <u>等</u> 必要な環境の整備に努めるものとする。	協働の環境づくり	7条	市民 <u>と</u> 市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動拠点の整備 <u>など</u> 必要な環境の整備に努めるものとする。	【 <u>と→及び</u> 】 【 <u>など→等</u> 】 } 法制執務により修正しました。
		2	市は、 <u>協働によるまちづくり</u> を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。		2	市は、 <u>協働</u> を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。	
9	人づくり	8条	<u>市民及び</u> 市は、まちづくりの担い手を発掘し、又は育成する <u>よう努めるものとする。</u>	人づくり	8条	市は、まちづくりの担い手を発掘又は育成する <u>ための必要な施策を講ずるものとする。</u>	【市は→市民及び市は】 パブリック・コメント 第8条の【意見等】には、「人材育成は、地域コミュニティ・市民活動・行政などそれぞれで必要になる。」、「人材育成は行政だけがやるのではなく、市民や各市民団体もその役割を担う。」とありますが、条文には『市は…』としか書いてありません。人材育成については、意見のとおりだと思いますが、なぜ条文にないのか。 ⇒【パブリック・コメント 回答案 No.10】 ご意見の趣旨を踏まえ、「協働」の定義の「様々な主体」を「市民と市又は市民同士が相互に」と修正し、併せて「市民と市又は市民同士」が行なうものについて記載した、第3条第2項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第9条につきましても「市民及び市は」に修正しました。 ※語尾については文言を整理しました。
		2	市は、まちづくりを支える人材を支援する <u>よう努めるものとする。</u>		2	市は、まちづくりを支える人材を支援する <u>ための必要な施策を講ずるものとする。</u>	

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
10	情報の共有	9条	市民 及び 市は、 協働によるまちづくり を推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、 その 情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。	情報の共有	9条	市民 と 市は、 協働 を推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、 当該 情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。	【協働を→協働によるまちづくりを】 「協働」は手段であるため、「協働によるまちづくり」に修正しました。 【市民と市→市民及び市】 【当該→その】 } 法制執務により修正しました。
11	事業者 及び 教育機関の協力	10条	【変更なし】	事業者・教育機関の協力	10条	事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。	
		2	教育機関は、保有する資源を 活用するとともに 、様々なまちづくりの主体と連携 及び 協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。		2	教育機関は、保有する資源を 活用 し、様々なまちづくりの主体と連携、協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。	【活用し→活用するとともに】 【連携、協力し→連携及び協力し】 } 法制執務により修正しました
12	第2節 地域コミュニティ			第2節 地域コミュニティ			
	地域コミュニティの役割	11条	地域コミュニティは、地域住民のつながりを 強くするとともに 、地域の課題の解決に向けて計画的に 取り組み 、安心 かつ 安全な地域づくりに努めるものとする。	地域コミュニティの役割	11条	地域コミュニティは、地域住民のつながりを 強くし 、地域の課題の解決に向けて、計画的に 取り組み 、安心 で 安全な地域づくりに努めるものとする。	【強くし→強くするとともに】 【向けて、→向けて】 【取り組み→取り組み】 【安心で安全→安心かつ安全】 } 法制執務により修正しました。
		2	地域コミュニティは、 様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。		2	地域コミュニティは、 各種団体と交流・連携して、まちづくりを推進するものとする。	【各種団体→様々なまちづくりの主体】 「協働」の主体は、「団体」のみではないと考えられるため「様々なまちづくりの主体」に修正しました。 ※語尾については、前後の条文の語尾と統一しました。
	地域コミュニティ活動の推進	12条	市民は、地域コミュニティ活動への 理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力 するよう努めるものとする。	地域コミュニティ活動の推進	12条	市民は、地域コミュニティ活動を 理解し、地域活動に主体的に参加、協力 するよう努めるものとする。	【理解し→理解を深め】 「理解し、」とは、今まで理解していなかったように受け取られるおそれがあるため、「理解を深め、」に修正しました。 【主体的→自主的】 「理解を深め、自らが決定して活動する」ということで、「主体的」を「自主的」に修正しました。 ※その他の修正箇所（【地域活動→その活動】、【参加、協力→参加し、又は協力】）は、法制執務及び文言の整理により修正しました。
		2	【変更なし】		2	市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。	

資料2 ページ番号		最終案		中間案		修正箇所・修正理由
13	地域コミュニティ活動への支援	13条	市は、地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、 <u>地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、これを損なってはならない。</u>	地域コミュニティ活動への支援	13条	【語尾について】 市に関する条文についての語尾(特に13条、16条)について、パブリック・コメント等で意見がありました。 以下はパブリック・コメントに対する回答案です。 ⇒【パブリック・コメント回答案 No.13】 ご意見の第13条、第16条の表現につきましては、あくまでも支援する相手方の自主性・自立性を尊重するための表現であり、支援しないことが前提というご意見のような意図は含んでいません。「～しなければならない」という義務規定は、それをするかしないかの裁量の余地を与えないことから、相手方の自主性・自立性を尊重することはできないと考えています。 しかし、ご意見のようにこの表現が市民のみなさんに、そのような誤解をまねく恐れがあると思われることから、表現の一部を修正しました。 【など→等】 【「自主性及び自立性の尊重」に関する文言】 法制執務及び文言の整理により修正しました。
		第3節 市民活動団体		第3節 市民活動団体		
14	市民活動団体の役割	14条	市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」という。)は、市民活動の持つ社会的意義を自覚するとともに、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。	市民活動団体の役割	14条	市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」という。)は、市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ知識と専門性を活かして、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。 【活かして→生かし】 常用漢字では「活かし」は使わないので、「生かし」に修正しました。 【自覚し→自覚するとともに】 【専門性→専門性等】 } 法制執務及び文言の整理により修正しました。
		2	【変更なし】		2	市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。
		3	<u>市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</u>			【条文の追加】 パブリック・コメント 「第14条は、第11条の地域コミュニティの役割に関する規定と並列的に記述しています。」とありますが、「第11条 2の地域コミュニティは、各種団体と交流・連携して、まちづくりを推進するものとする。」に該当する条文がないのではないかな。 ⇒【パブリック・コメント回答案 No.14】 ご意見の趣旨を踏まえ、第14条第3項に「市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。」という条文を追加します。

条例素案 新旧対照表

【資料3】

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
15	市民活動 の推進	15条	市民は、市民活動への理解を深め、 <u>その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</u>	市民活動 の推進	15条	市民は、市民活動への理解を深め、自発的にその活動に <u>参加又は協力</u> するよう努めるものとする。	【自発的→自発的かつ自主的】 第2条第7号の修正理由と同様の理由で修正しました。 ※その他の修正箇所(【「その活動に」の追加】、【参加又は協力→参加し、又は協力】)は、法制執務及び文言の整理により修正しました。
	市民活動 への支援	16条	市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対して <u>まちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等</u> 必要な支援をするものとする。 この場合において、市は、 <u>市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、これを損なってはならない。</u>	市民活動 団体への支援	16条	市は、市民活動の <u>自主性及び自立性を尊重し、その活動</u> を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援を <u>することができる。</u>	【語尾について】 市に関する条文についての語尾(特に13条、16条)について、パブリック・コメント等で意見がありました。 以下はパブリック・コメントに対する回答案です。 【パブリック・コメント回答案 No.13】 ご意見の第13条、第16条の表現につきましては、あくまでも支援する相手方の自主性・自立性を尊重するための表現であり、支援しないことが前提というご意見のような意図は含んでいません。「～しなければならない」という義務規定は、それをするかしないかの裁量の余地を与えないことから、相手方の自主性・自立性を尊重することはできないと考えています。 しかし、ご意見のようにこの表現が市民のみなさまに、そのような誤解をまねく恐れがあると思われることから、表現の一部を修正しました。
16	第4章 市政への参画			第4章 市民参画			【市民参画→市政への参画】 「市民参画」は市民の市政への参画について規定していますが、わかりやすく「市政への参画」としました。
	市政への 参画	17条	市民は、市の総合計画その他の基本的な計画の立案から実施及び評価に至る過程において参画することができる。	市民参画 機会の保障	17条	市民は、総合計画その他の市の基本的な計画の立案から実施及び評価に至る過程において参画することができる。	【「市の」のかかり方】 法制執務により修正しました。
		2	【変更なし】		2	市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。	
		3	市は、 <u>市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。</u>				【条文の追加】 パブリック・コメント 第18条と第21条について(行政運営)と(行財政運営)をわざわざ分ける必要があるのか。 ⇒第15回市民会議で、第18条と第21条について協議した際、第18条を第17条に入れて整理することについては3班とも協議結果が一致したため、第17条の市政への参画の中で整理しました。 ⇒【パブリック・コメント回答案 No.15】 ご意見の趣旨を踏まえ、第18条の条文を第17条第3項として整理し、第20条(中間案の第21条)の目次については、「行財政運営」を「行政運営」に修正しました。

条例素案 新旧対照表

【資料3】

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
17			(削る)	行政運営	18条	市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。	【条文の削除】 第15回市民会議で、第18条と第21条について協議した際、第18条を第17条に入れて整理することについては3班とも協議結果が一致したため、第17条の市政への参画の中で整理しました。
	パブリック・コメント	18条	市は、 市の 総合計画その他の基本的な計画を策定するときは、 パブリック・コメント(市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見等を求める手続をいう。) を実施するものとする。	パブリック・コメント	19条	市は、総合計画その他の 市の 基本的な計画を策定するときは、 事前に案を公表し、市民の意見等を求めるものとする。	【パブリック・コメントの本文使用について】 第14回市民会議 総務課文書担当資料抜粋 第19条について、パブリック・コメントという重要な言葉が、見出しのみで使用され、本文で使用されていない。本文に盛り込むほうがよいのでは。 ⇒この意見を踏まえて、修正しました。
		2	市は、前項の 規定により 提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。		2	市は、前項 で 提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。	【前項で→前項の規定により】 文言の整理をしました。
18	附属機関等の委員	19条	市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び これに 類する合議制の組織をいう。以下同じ。)の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努め なければならない。	附属機関等の委員	20条	市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び これらに 類する合議制の組織をいう。以下同じ。)の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努め るものとする。	【これら→これ】 「これ」とは「附属機関」を指すため、「これら」を「これ」に修正しました。 ※語尾については文言を整理しました。
		2	市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用する ことにより 、市民の多様な意見が反映されるよう努め なければならない。		2	市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成 及び 地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用する とともに 、市民の多様な意見が反映されるよう努め るものとする。	【年齢構成及び地域性等→年齢構成、地域性等】 法令執務により修正しました。 【登用するとともに→登用することにより】 「人材を登用」と「多様な意見の反映」は並列ではなく、「多様な意見を反映」するための手段であるため、「登用することにより」に修正しました。 ※語尾については文言の整理をしました。
19	第5章 市の責務			第5章 市の責務			
	行政運営	20条	(削る)	行財政運営	21条	市は、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況についてわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。	【条文の削除】 「健全な財政運営」は「協働によるまちづくり」との関係性が薄いため、削りました。 財政状況を公表し、市政運営情報を共有することは、協働によるまちづくりに必要であるため第23条で整理しました。
			【変更なし】		2	市は、効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民の満足度の向上に努めなければならない。	

資料2 ページ番号		最終案		中間案		修正箇所・修正理由
19	行政運営	20条 2	市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。	行財政運営	21条 3	市は、社会経済情勢の変化や多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的で効率的な組織運営に努めるものとする。 【社会～変化や多様～課題等→社会～変化、多様～課題等】 【機能的で効率的→機能的かつ効率的】 【語尾について】 法制執務及び文言の整理により修正しました。
20	市職員の育成、意識改革等	21条 2	市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員がその重要性の認識を深めるよう努めなければならない。	市職員の育成、意識改革	22条 2	市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員が協働によるまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めるものとする。 【協働のまちづくりの重要性→その重要性】 【語尾について】 法制執務及び文言の整理により修正しました。
			市職員は、自らの職務遂行能力の向上のための自己啓発に努めるとともに、市民との協働の視点到立ち、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。			【研鑽→啓発】 会長の気付きより一部抜粋 「この条例は、『中学生でもわかるように』ということにしていたが、第22条の第2項の『自己研鑽』という言葉は難しい言葉ではないか。『自己啓発』といった言葉が相応しいのではないか。」 →第15回プロセス検討会議で、湯田班が協議。「自己啓発」に修正することに賛成でした。
		3	市職員は、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。			【職務能力→職務遂行能力】 【「市民との協働の視点到立ち」の追加】 【を深めるよう→の向上に】 法制執務及び文言の整理により修正しました。
						【条文の追加】 会長の気付きより 「中間案を協議した中で『市職員の地域づくりへの参加』というような項目があったが、中間案を整理する過程で抜け落ちている。条例に入れるのか、入れないのか、協議が必要。」 →第15回プロセス検討会議で、湯田班が協議。市職員の地域づくりへの参加を条文に追加しました。

資料2 ページ番号		最終案		中間案		修正箇所・修正理由
21	説明責任	22条	市は、施策の立案から実施及び評価に至る過程の各段階において、その内容、効果等を市民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。	説明責任	23条	【「至る過程」の追加】 立案や実施をした時点ではなく、その段階へ至るまでの過程で内容等の説明をするため、修正しました。 (第17条と合わせています。) 【その内容や効果等→その内容、効果等】 法制執務により修正しました。 ※語尾については、文言の整理しました。
		2	市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切にこたえるよう努めなければならない。		2	【「かつ誠実」を削除】 誠実さは主観的なものであり、客観的にそうであるか測ることは難しいと考えます。「誠実」という言葉に期待するものは、わかりやすさなどにあり、その意は「適切」の言葉に含まれると考え、削りました。 【応える→こたえる】 常用漢字では「応える」は使わないので、「こたえる」に修正しました。 ※語尾については文言の整理しました。
22	情報の提供	23条	市は、市の財政状況及び市の総合計画その他の基本的な計画に関する情報を、適切な時期及び方法により、市民にわかりやすく提供するよう努めなければならない。	情報の提供	24条	【24条全体について】 市の全般的な責務であるため、「協働を推進するため」を削り、第5章の他の条文とバランスをとりました。 また、財政状況などの市政運営全般の情報提供であるため、左記のように修正しました。 ※語尾については、文言の整理をしました。
23	第6章 山口市協働のまちづくり推進委員会		第6章 山口市協働のまちづくり推進委員会			
	山口市協働のまちづくり推進委員会	24条	市長は、この条例の実効性を高めるため、山口市協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	山口市協働のまちづくり推進委員会	25条	【「の見守り育て、」の削除】 「市長」だけが「見守り育て」るのではないため、「見守り育て」の言葉を削りました。 ただし、「見守る」や「育てる」という思いは出せるように、24条と28条の条文の趣旨に記載しました。
	所掌事務	25条	【変更なし】	所掌事務	26条	
		(1)	【変更なし】		(1)	この条例の適切な運用に関すること。
		(2)	【変更なし】		(2)	この条例の見直しに関すること。
		(3)	【変更なし】		(3)	その他市長が必要と認めること。

条例素案 新旧対照表

【資料3】

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
23	所掌事務	25条		所掌事務	26条		【調査、→検証及び】 パブリック・コメント 「調査、審議する」と記載してありますが、調査が何を指すのか不明確と感じます。むしろ、ここでは、条例遂行に関わる施策や事業実施の検証が求められるものと考えられるため、「検証、審議」という表記が望ましいと考えます。 ⇒【パブリック・コメント回答案 No.18】 ご意見を踏まえ、第25条(中間案の第26条)第2項を「検証、審議するものとする。」に修正しました。
		2	委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について検証及び審議するものとする。		2	委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。	
		(1)	【変更なし】		(1)	協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。	
		(2)	市政への参画に係る推進施策に関すること。		(2)	市民参画推進の施策に関すること。	【市民参画推進の→市政への参画に係る推進】 「市民参画」を「市政への参画」に修正したことに合わせて修正しました。
		(3)	地域コミュニティ活動及び市民活動の促進に係る施策に関すること。		(3)	地域コミュニティ活動、市民活動の促進に係る施策に関すること。	【～活動、市民活動→～活動及び市民活動】 法制執務により修正しました。
24	組織	26条	【変更なし】	組織	27条	委員会は、委員20人以内をもって組織する。	
		2	委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。		2	委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。	【委員会→委員】 【「うちから、→うちから」】 法制執務及び 文言の整理により修正しました。
		(1)	【変更なし】		(1)	公募による市民	
		(2)	【変更なし】		(2)	地域コミュニティ関係者	
		(3)	【変更なし】		(3)	市民活動団体関係者	
		(4)	【変更なし】		(4)	事業者	
		(5)	【変更なし】		(5)	教育機関関係者	
		(6)	【変更なし】		(6)	学識経験者	
		(7)	【変更なし】		(7)	その他市長が必要と認める者	
		3	委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。		3	委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	【第4項の削除】 山口市の他の条例の表現に合わせました。
			(削る)		4	委員は、再任されることができる。	
		4	前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		5	前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	【前各項→前3項】 条文が4つの項になったことによって修正しました。

資料2 ページ番号	最終案			中間案			修正箇所・修正理由
25	第7章 条例の <u>尊重及び見直し</u>			第7章 条例の <u>位置づけ</u>			【位置づけ→尊重及び見直し】 位置づけは、「最高規範性」を謳うものではないため、修正しました。
	条例事項の <u>尊重</u>	<u>27条</u>	この条例は、 <u>協働による</u> まちづくりの基本原則であり、 <u>市民及び市は</u> 、この条例で定める事項を最大限に尊重するものとする。	条例の <u>位置づけ</u>	<u>28条</u>	この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、 <u>他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。</u>	【まちづくりの→協働によるまちづくりの】 文言の整理をしました。 【市は→市民及び市は】 パブリック・コメント 本条例をベースに、市民と行政の協働を進めるためには、「他の条例、規則等を定める場合、最大限に尊重しなければならない」と記載してありますが、「他の条例、規則等を定める場合や事業実施時において市民の関わりを求める場合には、この条例で定める事項を前提とする」という表記が望ましいと考えます。 ⇒ 【パブリック・コメント回答案 No.20】 この条例は、いわゆる最高規範性を有する自治基本条例ではなく、市民と市、市民同士がまちづくりに共に取り組んでいくことに重点を置いた「協働のまちづくり条例」です。市民と市がこの条例の趣旨を理解し、共に行動することにより、この条例の価値が高まります。こうしたことから、条文(中間案の第28条)を修正しました。 ※語尾については、文言を整理しました。
	条例の見直し	<u>28条</u>	<u>この条例は</u> 、必要に応じ、見直しを行うものとする。	条例の見直し	<u>29条</u>	<u>市は</u> 、必要に応じ、 <u>この条例の</u> 見直しを行うものとする。	【市は→この条例は】 「市＝執行機関」だけが見直すのではなく、市民も共に見直すため、修正しました。
26	第8章 雑則			第8章 雑則			
	委任	<u>29条</u>	【変更なし】	委任	<u>30条</u>	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	
	【変更なし】			附則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。			